

添付書類貼り付け

※源泉徴収票・国民年金保険料や生命保険料の支払証明書などは、この面に貼って申告書と一緒にご提出ください。

各種控除額一覧表(平成24年度適用見込額)

市・県民税の生命保険料控除

保険料支払額	一般の生命保険料控除額	個人年金保険料控除額
～15,000円以下	保険料支払額全額	保険料支払額全額
15,000円超～40,000円以下	支払額×50%+7,500円	支払額×50%+7,500円
40,000円超～70,000円以下	支払額×25%+17,500円	支払額×25%+17,500円
70,000円超～	35,000円	35,000円

生命保険料控除は、一般の生命保険料と個人年金保険料の合計額〔上限額:70,000円〕

市・県民税の地震保険料控除

(1)地震保険料		(2)旧長期損害保険料(10年以上で満期返戻金有)	
保険料支払額	控除額	保険料支払額	控除額
～50,000円以下	保険料支払額×50%	～5,000円以下	保険料支払額全額
50,000円超～	25,000円	5,000円超～15,000円以下	支払額×50%+2,500円
		15,000円超～	10,000円

地震保険料控除は、地震保険料と旧長期損害保険料の合計額〔上限額:25,000円〕
※旧長期損害保険料の控除適用は、平成18年12月31日までに締結されたものに限りです。
※短期損害保険料は廃止されました。
※一つの損害保険契約等が上記表の(1)(2)のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約分のみ該当するものとして計算します。

市・県民税の税額表 ※(A):課税所得金額

区分	市民税	県民税
所得割	(A)×6%	(A)×4%
均等割	3,000円	1,800円

※平成19年度から市・県民税所得割の税率は、課税所得の多少に関わらず合わせて10%となっています。

市・県民税非課税限度額

市・県民税は、その区分に応じ所得額が次の額以下の場合には課税されません。
(n=本人+控除対象配偶者+扶養親族数)

所得割	本人のみ	35万円	控除配や扶養有	35万円×n+32万円
均等割	本人のみ	28万円	控除配や扶養有	28万円×n+16.8万円

障害者・寡婦・寡夫・未成年に該当する人で合計所得が125万円以下の人は、市・県民税は課税されません。

調整控除

市・県民税と所得税では人的控除の額に差があるため市・県民税の所得割額から次の式で計算した額を差し引きします。

(人的控除の控除額と所得税との差額は上の表を参照ください)

- 市・県民税の課税所得金額が200万円以下の人
・人的控除の差の合計額
・市・県民税の課税所得金額 } いずれか小さい額の5%
- 市・県民税の課税所得金額が200万円を超える人
{ 人的控除の差の合計額 - (市・県民税の課税所得金額-200万円) } ×5%
※求めた金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

寄附金税額控除

平成24年度の市・県民税から、寄附金にかかる控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、同額の寄附でも控除の対象となる金額が大きくなりました。

※注意事項
控除の適用を受けるには申告が必要となります。その他、詳細は市民税課までお問い合わせください。

市・県民税の配偶者特別控除

配偶者の所得額(円)	配偶者特別控除額
0～380,000	※配偶者控除33万円が適用されます。
380,001～399,999	33万円
400,000～449,999	
450,000～499,999	31万円
500,000～549,999	26万円
550,000～599,999	21万円
600,000～649,999	16万円
650,000～699,999	11万円
700,000～749,999	6万円
750,000～759,999	3万円

※控除を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません。

市・県民税における人的控除額と所得税との控除差

控除の種類		市・県民税控除額	所得税控除額	人的控除の差
配偶者	一般控除対象配偶者	33万円	38万円	5万円
	老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	48万円	10万円
扶養	年少扶養親族(16歳未満)			
	一般扶養親族	33万円	38万円	5万円
	特定扶養(19歳以上23歳未満)	45万円	63万円	18万円
	老人扶養(70歳以上)	38万円	48万円	10万円
同居老親		45万円	58万円	13万円
	同居特別障害者加算	23万円	35万円	12万円
障害者	その他の障害	26万円	27万円	1万円
	特別障害(身障1・2級など)	30万円	40万円	10万円
寡婦	一般	26万円	27万円	1万円
	特定	30万円	35万円	5万円
寡夫		26万円	27万円	1万円
勤労学生		26万円	27万円	1万円
基礎控除		33万円	38万円	5万円

※一般扶養親族は16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満。
※年少扶養親族(16歳未満)は控除対象外。
※控除判定基準日は平成23年12月31日です。

【平成24年度から適用となる主な税制改正】

- 寄附金税額控除の拡充
寄附金にかかる控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、同額の寄附でも控除の対象となる金額が大きくなりました。
- 特定扶養控除の縮減
16歳以上19歳未満の特定扶養親族にかかる扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止となり、一般扶養控除(控除額33万円)となりました。
- 年少扶養控除の廃止
16歳未満の扶養親族にかかる扶養控除(33万円)が廃止となりました。なお、非課税限度額は従来どおり年少扶養親族も含めて算定します。年少扶養親族が障害者控除の対象である場合は、障害者控除のみ控除できます。

市民税・県民税申告の説明書

平成23年分所得にかかる
所得税、市民税・県民税の申告期間

2/16(木) ▶ 3/15(木)

※申告期間中、会場によって受付期間が異なっています。広報1月号や、別途全戸配布します申告スケジュールなどを十分に確認の上、会場へお越しください。

市民税・県民税申告書は次の人に送付しています！

- 昨年度(平成22年分)の市民税・県民税の申告を行った人
- 昨年度(平成22年分)の申告で、事業主の専従者で事業主から給与支払報告書の提出がなかった人
- 昨年度(平成22年分)の申告がなかった人
- 平成23年12月31日の時点で18歳以上の人

※今回申告書が届いても必ずしも申告義務があるとは限りませんのでご注意ください。

市内在住のご家族の被扶養者となっている場合は、申告の必要はありません。(現在、学生の人など)

市・県民税の申告をしなければならない人

- ①年末調整済みの給与以外に20万円以下の所得または給与収入がある人
- ②公的年金収入が400万円以下で、その他に20万円以下の所得がある人または控除内容などに変更のある人
- ③事業所得や不動産所得などがあり、所得税の確定申告の必要がない人
- ④所得がない人で、課税上だれの扶養にも入らない人
- ⑤国民健康保険の加入者などで所得のない人
- ⑥年末調整を済ませた給与所得者で源泉所得税額は0円となったが、市県民税の課税が見込まれる人で医療費控除等の追加を行う人
- ⑦配当所得のある人で、上場株式配当(大口は除く)以外の配当所得のある人(金額の多少は関係ありません)

申告をしなくてもよい人

- ①前年の所得が給与所得のみで、勤務先から東近江市長あてに給与支払報告書が提出されている人
- ②前年の所得が公的年金に係る所得のみで、支払者から東近江市長あてに公的年金等支払報告書が提出されている人
- ③市内在住のご家族の被扶養者となっている人

市・県民税の申告に必要なもの

- ①市民税・県民税の申告書
- ②認印(朱肉を必要とする印鑑)
- ③源泉徴収票(支払者の証明書)…給与または年金所得者
- ④社会保険料納付確認書…国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険に加入している人(※普通徴収の人(年金から天引きされていない人)には市役所から送付している社会保険料納付確認書をご確認ください。)
- ⑤生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ⑥医療費の明細書と領収書…医療費控除を受ける人
- ⑦障害者手帳・療育手帳など…障害者控除を受ける人
- ⑧収支内訳書…事業・不動産・農業所得がある人
- ⑨寄附金の受領書等…ふるさと納税等による市県民税からの寄附金税額控除を受ける人
- ⑩そのほか、所得や経費を明らかにする書類

同封の返信用封筒をご利用ください!申告書は郵送で提出できます!

申告受付会場は、例年大変混雑します。
ご自身で申告書を作成し、郵送で提出することができます。
同封の返信用封筒をご利用いただければ郵送料は不要ですので、ぜひご利用ください!

昨年中の収入が無かった場合は、申告書の氏名欄と7欄の記入、押印のみで提出できます。

また、本庁・各支所には申告書提出用ポストを設置します。こちらに投函し提出することもできます。
※ポスト設置期間は1月4日～3月15日です。土・日・祝日は本庁当直室に設置します。
各支所については、平日8:30～17:15までの設置となります。ご注意ください。

申告についてのご相談は 東近江市役所市民税課または各支所市民福祉グループまで

★東近江市(本庁)市民税課
TEL.0748-24-5604
IP.0505-801-5604

★永源寺支所
TEL.0748-27-2183
IP.0505-801-2183

★五個荘支所
TEL.0748-48-7310
IP.0505-801-7310

★愛東支所
TEL.0749-46-2261
IP.0505-801-2261

★湖東支所
TEL.0749-45-3703
IP.0505-801-3703

★能登川支所
TEL.0748-42-9912
IP.0505-801-9912

★蒲生支所
TEL.0748-55-4884
IP.0505-801-4884

(IP:IP電話)

○譲渡所得、配当所得(申告分離課税を選択したもの)、FX、住宅ローン控除(新たに申告する場合)、雑損控除、青色申告については、近江八幡税務署で申告してください。

市民税・県民税 申告書の書き方

申告者氏名欄

あなたの住所、氏名、生年月日、電話番号を記入し、押印してください。

⑩雑損控除

災害、盗難などで生活用資産に受けた損害が対象になります。

⑪医療費控除

自己や生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円(もしくは所得の5%)を超えた場合、その超えた額が控除の対象になります。支払った医療費は総額、保険金など補てんされる金額があれば、記入します。

控除額=(支払った医療費-補てんされる金額)-総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない方の金額

⑫社会保険料控除

健康保険、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、雇用保険、国民年金などをいい、支払金額が全額控除されますので種類・支払った保険料を記入します。市から送付した社会保険料納付確認書や、源泉徴収票に記載された社会保険料の額などが対象になります。

⑭生命保険料控除・⑮地震保険料控除

生命保険料・地震保険料として支払った額が対象となりますので、それぞれの保険料の計へ記入します。控除額は説明書最終ページ掲載の生命保険料控除、地震保険料控除の計算式で求めます。

⑯寡婦・寡夫控除・⑰勤労学生控除

寡婦：夫と死別した人で所得が500万円以下もしくは扶養親族のある人、または夫と離婚して扶養親族がある人
特定寡婦：寡婦に該当する人で扶養親族としての子があり、所得が500万円以下の人
寡夫：妻と死別し、または離婚した人で、扶養親族としての子があり、所得が500万円以下の人
勤労学生：高校、大学等の学生で、所得が65万円以下(うち給与所得以外が10万円以下)の人

⑱障害者控除

あなた自身または控除対象配偶者や扶養親族のうちで障害者に該当する人があれば、その氏名、障害の種類、級を記入します。
特別障害者：療育手帳(A)、身体障害者手帳(1級、2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、ねたきりの人など
障害者：上記以外の障害者手帳等の交付を受けている人

⑲⑳配偶者控除

あなたの配偶者で、所得が38万円以下で配偶者控除の対象とする人、または所得が38万円を超え76万円未満で配偶者特別控除の対象とする人の氏名、生年月日、合計所得を記入します。

5. 給与・公的年金・報酬・配当などの内訳欄

給与、公的年金、報酬、配当などの収入があれば、その種類、支払者、収入金額を記入します。

6. 事業専従者欄

事業専従者として控除を受ける対象者の氏名、続柄、生年月日、従事月数、控除額を記入します。

7. 収入のなかった人の記入欄

平成23年中に収入がなかった人は、申告者氏名欄と、この欄の記入のみで提出いただいて結構です。

どのようにして生計を立てていたかを1~5の中から選び○をつけてください。

「5.その他」を選んだ人は、その具体的な内容を記入します。

(あて先) 東近江市長
平成 年 月 日 提出

平成24年度(平成23年分所得) 市民税・県民税申告書

世帯番号

現住所	東近江市八日市緑町10番5号		
フリガナ	ヒガシオウミ タロウ	生年月日	電話番号
氏名	東近江 太郎	昭和14年 4月 30日	0748 24-1234
平成24年1月1日現在の住所	同上	個人番号	

⑩	雑損控除	損害金額	補てんされる金額	災害関連支出額
⑪	医療費控除	支払った医療費	補てんされる金額	
⑫~⑬	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	社会保険等の種類	支払った保険料	
⑭	生命保険料控除	一般の保険料の計	個人年金保険料の計	
⑮	地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑯~⑰	寡婦・寡夫控除 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 特定寡婦 <input type="checkbox"/> 寡婦・寡夫 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚遺	(学校名)	<input type="checkbox"/> 勤労学生
⑱	障害者控除	氏名	東近江 しず	障害の程度 4
⑲~⑳	配偶者控除 配偶者特別控除	配偶者の氏名	東近江 花子	配偶者の合計所得 270,000
㉑	扶養控除	氏名	東近江 しず	続柄 母
㉒	16歳未満の扶養親族(控除対象外)	東近江 一郎	子の子	平 9年 4月 17日

種類	支払者などの氏名・名称	収入金額
年金	日本年金機構	2,050,000

氏名	続柄	生年月日	背数	専従者給与(控除)額
東近江 健太	子	S42年 9月 3日	10	500,000

青白区分	青・㊦	合計額	500,000
------	-----	-----	---------

1 収入金額等	事業	営業等	ア	2,100,000
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
	雑	公的年金等	キ	2,050,000
		その他	ク	
	総合譲渡	短期	ケ	
		長期	コ	
2 所得金額	事業	営業等	①	1,150,000
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		雑	⑦	850,000
		総合譲渡・一時	⑧	
		合計	⑨	2,000,000
	4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	
医療費控除		⑪	150,000	
社会保険料控除		⑫	339,600	
小規模企業共済等掛金控除		⑬		
生命保険料控除		⑭	35,000	
地震保険料控除		⑮	22,500	
寡婦・寡夫控除		⑯		
勤労学生・障害者控除		⑰~⑱	260,000	
配偶者控除		⑲	380,000	
配偶者特別控除		⑳	450,000	
基礎控除	㉑	330,000		
合計	㉒	1,967,100		
課税標準額	㉓	32,000		

7. 収入のなかった場合の記入欄(該当するものに○をしてください。)

- 次の者に扶養されていた。
住所.....
氏名..... 続柄.....
- 学生であった。学校名:.....
- 遺族年金・障害年金・失業給付・労災保険・諸手当等を受給していた。
- 生活保護法による生活扶助を受給していた。
- その他.....

ア・①営業等(販売、製造、建設など)
ウ・③不動産(貸駐車場、貸アパートなどの所得)
 営業、不動産ともに申告書裏面の「収支内訳書」に収入と支出の内訳を記入し、その収入金額の合計はア・ウ欄へ、所得金額は①・③欄へそれぞれ記入します。(外交員報酬を含む)

イ・②農業
 営業等と同様に申告書裏面の「収支内訳書」に収入と支出の内訳を記入し、その収入金額の合計はイ欄へ、所得金額は②欄へ記入します。

オ・⑤配当
 H23.1.1~H23.12.31までに受けた配当額(ただし特定配当を除く)を記入します。

カ・⑥給与
 源泉徴収票の支払金額をカ欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入します。源泉徴収票が発行されない場合は、雇用主から給与支払証明をもらってください。

キ・⑦公的年金等
 源泉徴収票の支払金額の合計をキ欄に記入します。所得金額は、「公的年金に係る雑所得(速算表)」の計算式で求めて⑦欄へ記入します。

公的年金に係る雑所得速算表

年齢区分	年金収入額区分(A)	所得額
年齢 65歳未満 (昭和22年1月2日以後生まれ)	~130万円未満	(A) - 700,000円
	130万円以上~410万円未満	(A) × 75% - 375,000円
	410万円以上~770万円未満	(A) × 85% - 785,000円
年齢 65歳以上 (昭和22年1月1日以前生まれ)	~330万円未満	(A) - 1,200,000円
	330万円以上~410万円未満	(A) × 75% - 375,000円
	410万円以上~770万円未満	(A) × 85% - 785,000円
	770万円超~	(A) × 95% - 1,555,000円

ク・⑦その他雑所得
 シルバー人材センターの配分金、原稿料、個人年金などが該当します。収入金額はク欄へ、所得金額は収入金額から必要経費を差し引いて残った額となり、⑦欄へ記入します。なお、シルバー人材センターの配分金は計算方法が異なりますので市民税課までお問い合わせください。

ケ・コ・⑧譲渡所得
 不動産や株式等の譲渡所得以外の譲渡所得が該当します。収入金額には総収入金額から必要経費及び譲渡所得の特別控除額(50万円)を差し引いた額を記入します。

サ・⑧一時所得
 生命保険の保険金、満期返戻金などが該当します。収入金額:総収入金額から必要経費及び一時所得の特別控除額(50万円)を差し引いた額をサ欄に記入します。所得金額:所得金額欄には、短期譲渡所得の額、長期譲渡所得を2分の1した額、一時所得を2分の1した額の合計額を⑧欄に記入します。

㉑扶養控除
 平成23年12月31日現在で生計を一にする親族のうち、所得が38万円以下の扶養親族の氏名、生年月日、同居別居区分、続柄を記入します。
一般扶養：扶養親族のうち16歳以上19歳未満の人、23歳以上70歳未満の人(平成5年1月2日~平成8年1月1日生まれの人、昭和17年1月2日~昭和64年1月1日生まれの人)
特定扶養：扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人(昭和64年1月2日~平成5年1月1日生まれの人)
老人扶養：扶養親族のうち70歳以上の人(昭和17年1月1日以前生まれの人)
同居老親：老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の両親、祖父母で同居している人
同居特障：特別障害者に該当する扶養親族で、あなた、またはあなたと生計を一にする親族と同居している人

※扶養親族の対象とする人のうち、16歳未満の人(平成8年1月2日以後生まれの人)については控除対象外となるので、扶養控除欄には記載せず、下の「16歳未満の扶養親族」欄に氏名、生年月日、同居別居区分、続柄を記入してください。

※ 添付資料は別紙に貼り付けて申告書と一緒に提出してください。